

令和3年度 奄美の海魅力体験動画制作業務に係る
プロポーザル募集要領

令和3年5月

奄美市商工観光情報部紬観光課

目 次

1	趣旨及び目的	1
2	業務の概要	1
3	参加資格	1
4	失格要件	2
5	参加制限	2
6	参加手続き	2
7	審査方法	3
8	契約の締結	4
9	その他	5
10	提出先及び連絡先	5

1. 趣旨及び目的

リニューアルオープンする奄美海洋展示館において、来館者に対し奄美の海の魅力を十分に体験できる映像や児童・生徒に向けた学習素材映像の制作及び、臨場感・没入感のあるVR（Virtual Reality）動画コンテンツを制作し、来館者の満足度の向上を図り、海洋資源を生かした更なる観光振興につなげることを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務の名称

令和3年度 奄美の海魅力体験動画制作業務

(2) 選定方式

公募型プロポーザル方式（価格面と技術面、提案内容を総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。）

(3) 実施期間

契約締結の日から令和4年2月28日まで（予定）

(4) 業務の内容

別紙「令和3年度 奄美の海魅力体験動画制作業務 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(5) 委託上限額

委託上限額 16,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

3. 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、以下に掲げる事項を全て満たした者とする。

- (1) 仕様書に定める業務について、業務遂行能力を有し、提案事項を的確に遂行できる能力を有する者。また、奄美市の指示に柔軟に対応すること。
- (2) 次の事項に該当すること。
 - ① 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - ② 奄美市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けていないこと。
 - ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
 - ⑤ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続の申し立てをしていない者または申し立てをされていない者であること。
 - ⑥ 自社の社員や役員等が、奄美市暴力団排除条例（平成25年3月27日条例第7号）に規定する暴力団又は暴力団員ではないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。
 - ⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (3) 平成23年4月1日から公告日までの間に、本件に類似する動画制作業務を完了した実績を有すること。

(4) 本業務の参加者は、協力事業者を加えることができる。ただし、その協力事業者は本プロポーザルに参加できないものとする。また上記条件(2)①から⑦に全て該当すること。

4. 失格要件

参加者が次の各号のいずれかに該当する場合は、無効・失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (2) 参加申込書提出の日から契約締結日までの間において、参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (3) 参考見積額に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額が、委託料上限額を超えている場合。
- (4) 期限内に関係書類が提出されなかった場合。
- (5) 提案書等に虚偽の内容が記載されていると認められた場合。
- (6) プレゼンテーションに参加しなかった場合。
- (7) 本プロポーザルの審査に影響を与える工作等、不正な行為があったと認められる場合。
- (8) 各前号に定めるほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合。

5. 参加制限

次のいずれかの要件に該当する場合は、本プロポーザルに参加することができないこととします。

- (1) 選定委員会の委員及びその家族。
- (2) 選定委員会の委員及びその家族が自ら主宰し、または役員もしくは顧問として関係する営利法人
その他営利組織及び当該組織に属する者。
- (3) 選定委員会の委員の研究室等に属する者。

6. 参加手続き

本プロポーザルに関する書類等は、奄美市のホームページに公表しますので、適宜ダウンロードしてください。なお、事務局でも配布します。

- (1) 提出書類及び提出部数並びに提出期限

項目		様式等	提出部数	提出期限
参加表明 及び 企画提案書	1	様式1 参加表明書	正本1部	令和3年 6月24日(木) 午後5時まで
	2	様式2 誓約書		
	3	様式3 会社概要		
	4	様式4 類似業務の実績調書	正本1部, 副本9部	
	5	様式5 業務実施体制調書		
	6	様式6 協力事務所調書		
	7	(任意様式) 費用見積書		
	8	(任意様式) 業務工程表		
	9	(任意様式) 企画提案書		
質問	10	様式7 質問書	—	令和3年 6月21日(月)

				午後5時まで
その他	11	様式8 参加辞退届	—	適宜

※任意様式の作成方法については、様式集「任意様式作成要領」を参照のこと。

(2) 提出方法

事務局に持参又は郵送（提出期限までに事務局必着とし、配達完了が確認できる方法に限る）により提出してください。なお、事務局持参については、平日の午前9時から午後5時までとする。

質問事項は様式7「質問書」により郵送または電子メールにより事務局へ提出すること。なお、電子メールの件名には、「動画制作プロポーザル質問書」と入力すること。質問書への回答は随時奄美市ホームページ上にて公表する。

提出先 E-mail（総観光課） kanko@city.amami.lg.jp

(3) 参加辞退

参加表明提出後に参加を辞退する場合は、速やかに事務局に電話連絡の上、様式8「参加辞退届」を持参又は郵送にて提出すること。

(4) 日程

	項 目	日 程
1	プロポーザル開始の公告（受付開始）	令和3年5月31日（月）
2	参加表明及び企画提案書に関する質問書の受付	令和3年5月31日（月）から 6月21日（月）まで
3	質問への回答	令和3年6月22日（火）までに随時 奄美市HP上にて公表する
4	参加表明書及び企画提案書の提出期限	令和3年6月24日（木）午後5時必着
5	第1次審査 ※参加者多数の場合	令和3年6月下旬
6	プレゼンテーション参加通知	令和3年7月2日（金）
7	プレゼンテーション（ヒアリング）審査	令和3年7月9日（金）予定
8	審査結果の通知	令和3年7月中旬頃予定

7. 審査方法

(1) 第1次審査

参加者多数の場合は、プレゼンテーション（ヒアリング）審査に先立ち、企画提案書による第1次審査（書面審査）を行い3～5者程度を選定する。プレゼンテーション（ヒアリング）審査への参加資格については、参加表明者全員に個別に電子メールにて通知する。

(2) プレゼンテーション審査

企画提案書及びプレゼンテーション審査（1者あたり30分：説明15分程度、質疑応答15分程

度)により、総合的に評価を行い、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として選定する。プレゼンテーションの内容は、提出書類の内容とし、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。

(3) 審査基準

審査項目	評価基準
コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業趣旨を理解した提案となっているか。 ・ 提案内容は、具体性、妥当性、実現可能性があるか。
内容・構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来館者の満足度の向上や観光振興に繋がる内容であるか。 ・ 見る人を惹きつける高いクオリティを有しているか。 ・ 学習動画としての特性を考慮した作りになっているか。 ・ 体験動画、VR動画の特性を踏まえた内容であるか。 ・ 仕様書に沿った内容であるか。
業務実施体制 遂行能力等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務を実施するうえで業務を円滑に実施できる計画及び体制となっているか。 ・ 本業務と類似の事業の受注実績、内容は十分か。
経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務目的、内容に即した適切な経費が計上されているか。 ・ 経費内容は明確かつ適切に記載されているか。

(4) 日時・会場

令和3年7月9日(金) 予定

プレゼンテーション会場は奄美市役所内を予定しており、参加資格者には個別で電子メールにて日時・会場等の通知を行う。また、新型コロナウイルス感染症の情勢等により日程・会場等が変更になる場合がある。その場合は、プレゼンテーション参加資格者へ個別に通知する。

(5) 参加人数

1者につき4名以内とする。

(6) 選定結果

選定結果については、プレゼンテーション参加者に対して文書で通知を行う。なお、審査の過程・選定員は非公開とする。なお、参加者は審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

(7) 参加者が1者の場合の取扱い

参加者が1者のみの場合であっても企画提案等の審査を行い、審査の結果において評価得点が総評価点の6割以上であるときは、当該参加者と本委託業務の優先交渉権者とする。

(8) その他

- ① プレゼンテーション参加者は、自己の出席時間以外の入室(傍聴含む)は認めない。
- ② 会場にプロジェクター、スクリーンを用意するが、パソコン等は各参加者で用意すること。
会場内でのVRゴーグル等を用いての提案は、再生機器の持ち込みに限り使用可とする。

8. 契約の締結

(1) 契約方法

契約手続きは、奄美市契約規則（平成 18 年 3 月 20 日規則第 41 号）の定めるところによる。審査の結果、最も高い得点の提案者を優先交渉権者として、動画制作業務委託の契約交渉を行うものとする。ただし、この交渉が不調となった場合及び当該受注予定者が施行令第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する者に該当することとなった場合、または、指名停止を受けることとなった場合及びその他の理由により契約できなかった場合は、選定委員会による評価が次順位の者と交渉を行うものとする。

(2) 契約期間

契約締結日から令和 4 年 2 月 28 日まで

(3) 契約金額

選定された優先交渉権者には、別途見積書の提出を求め、委託上限額の範囲内で、提出された見積書の金額を上限として決定する。

委託上限額 16,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(4) 契約の取り扱い

ア 提出された企画提案書の内容は尊重するが、本プロポーザルの目的は、優先交渉権者を選定するためであるので、当該提案内容をそのまま採用することを保証するものではない。

イ 契約対象となる、動画制作業務の内容は、奄美市と十分協議を重ねた上で決定するものである。

ウ 受注者は、業務の遂行に際し、奄美市から要請があった場合、検討会議等に参加し、専門の見地から説明を行うものとする。

9. その他

(1) 委託金額には、事業実施に係る一切の経費、消費税及び地方消費税が含まれるものとする。

(2) 本プロポーザルへの参加報奨金は支払わないものとする。参加に伴い発生した費用はすべて参加者の負担とする。

(3) 提出書類、審査内容、審査過程等については公表しないものとする。

(4) 提出書類の返却は行わないものとする。

(5) 本業務の実施に際し、再委託の契約を締結する場合は、奄美市の産業活性化及び市内企業の育成を図る観点から、奄美市内に本社を置く事業者の受注機会の拡大に努めるものとする。

(6) 本企画提案書及び成果品について、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。

10. 提出先及び連絡先

〒894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町 25 番 8 号

奄美市商工観光情報部総観光課観光政策係

担当：市田

電話（0997）52-1111 内線 5317

E-mail（課） kanko@city.amami.lg.jp